

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成30年9月28日(金)	
場 所		宇土市役所仮設庁舎2階大会議室3	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 伊藤 博士 委員 上拂 耕生 委員 尾沢 安治郎 委員 中村 司 委員	
	市	指名等審査会委員, 事務局(財政課契約管財係, 工事検査係)	
審議対象期間		平成30年2月1日～平成30年8月31日	
抽出案件		86(20)	(備考) “カッコ書き”内 は不調及び中止 件数。
一般競争入札		8(3)	
指名競争入札		69(16)	
1億円以上		0	
5千万円以上1億円未満		0	
1千万円以上5千万円未満		27(10)	
5百万円以上1千万円未満		12(3)	
3百万円以上5百万円未満		16(2)	
3百万円未満		14(1)	
随意契約 (予定価格130万円以上)		9(1)	
その他		0	
委員からの意見・質問, それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・発注工種及びランクが同じ案件で業者数が異なるのはなぜか。</p> <p>・応札率が低いように思えるが、どのような結果になっているか。</p> <p>・1者応札の対応について</p> <p>・現在は、災害復旧、緊急時であり、入札不調、落札率が高まり等の問題が発生しているが、継続してこれらの問題が発生してしまうのではないか。業者育成という点からはどのように考えているか。</p>	<p>・工事の該当地区の準市内業者（営業所を持つ業者）及び上位ランクの地元業者が追加されるためである。指名のルールがあり、準市内業者及び上位ランクの地元業者の追加の可否により、指名業者数が増減する。</p> <p>なお、準市内業者の指名は、該当ランクと該当地区（営業所を持つ場所）が合致すると指名に加わる。</p> <p>・全体での応札率が、対象期間中で 31.57%であった。また、工種別に応札率の低いものが、土木工事で 27.53%、建築工事で 15%となっている。反対に応札率の高い工種は、法面工事、水道工事や防水工事であり、90%弱、もしくは、90%を超える応札もある。この数値からわかるように工種によって差が生じている状況である。</p> <p>・指名競争入札において、1者応札の場合は、契約まで至らず、入札不調とする。一般競争入札においては、1者応札を認めることが可能である。</p> <p>・不調等の問題に対し、業者にヒアリングを実施し、状況の把握に努めている。その中で、不調の原因も明らかになっている。業者からの要求もあるが、予算も限られているため発注者側は受け入れることができないこともある。</p> <p>育成という面では、工事検査の際に技術的な指導を行い、発注・契約部署とは異なる立場から助言等を実施している。また、年間の発注予定工事を把握し、平均的に受注できるようにランク付けを実施したり、大規模工事を分割して発注を行っている。</p>

<p>《業者育成に対する意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業が完了しても不調，落札率の高まりが継続してしまうのではないかと感じる。今後は，地域振興・業者育成の観点から，明確なビジョンを持ち，実行していくべきではないか。機械はあるが，オペレーターがいないといったこともある。例えば，広域化を検討する等，構造的な問題に対する取り組みも必要ではないか。 <p>《随意契約運用に対する意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第5号「緊急の必要によるもの」を拡大解釈すべきではない。今回の随意契約案件において，団地の室内工事を緊急案件として発注されているが，入居中の部屋であれば緊急性は認められるが，空き部屋とでは，緊急の意味に違いが出てきてしまう。 ・施行令第2号「競争入札に適しない契約をするとき」の該当案件があったが，どういった経緯により執行したのか。「船場橋災害復旧に伴う解体工事」 	<ul style="list-style-type: none"> ・団地の室内工事においては，仮設住宅やみなし仮設にて生活を送る被災者の方に，早く公営住宅を提供する必要がある。入居者募集のスケジュールもあり，入札に付しては間に合わないため，随意契約とした。 ・当該工事は，一度条件付一般競争入札にて発注したが，入札不調となった。不調後，業者ヒアリングを実施したところ，受注を抱え，当該工事を受注できないとのことであった。また，情報収集をする中で，船場橋クラスの大規模な石橋の修繕や工事を行う業者は1社しかいないことが判明したため，さらに，他地域で同様の工事発注が控えていることもあり，随意契約を結んだ。
--	---

2 指名停止措置等について

【事務局より，期間内の指名停止措置，指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
・特になし。	

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件名	入札等方式	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	平成29年度史跡宇土城跡 災害復旧工事 《対象案件の中で、最も契約金額が高かった案件》	一般競争	<p>工事概要は、熊本地震及び集中豪雨により被災した国指定史跡宇土城跡災害復旧工事を行うもの。</p> <p>資格審査会による入札参加資格について。 以下は基本的要件以外の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有すること。 ・経営事項審査における「法面処理工事」の総合評定値が700点以上であること。 ・平成15年度以降、元請けとして国内において完成した公共工事の法面工事で、グラウンドアンカー工法及び鉄筋挿入工法による法面処理工事の施工実績を有すること。（土木一式工事に含まれる法面処理工事は対象としない。） <p>なお、本件は予定価格1億5千万円を超えるため、議会の議決を得たときに限り、仮契約を本契約とみなすものである。</p>	88.61
	8社			

	件名	入札等方式	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
2	平成30年度 甲岩・水谷線 橋梁拡幅工事 《対象期間内の競争入札案件の中で、最も落札率が高かった案件》	指名競争	<p>「指名審査方針」による。</p> <p>工事概要は、橋梁の幅が狭隘で、車両の通行に支障をきたしている状況であるため、橋梁の拡幅を行い車両通行の利便性を向上するもの。</p> <p>業者選定について、発注工種は、土木一式工事であり、宇土市内の有資格者の中から指名した。なお、本工事と同種工事の施工実績を有する。</p>	99.63
	14社			

3	網田中学校ベランダ防水改修工事《対象期間内の競争入札案件の中で、落札率が最も低かった案件》	指名競争	<p>「指名審査方針」による。</p> <p>工事概要は、躯体保護を目的とし、校舎2・3階の教室ベランダ部分を防水改修するもの、及びベランダ上げ裏の一部爆裂欠損部を補修するもの。</p> <p>業者選定について、市内関係業者は4社しかおらず、適正な入札を確保するためにも市内・市外業者の11社を指名業者とした。なお、防水協会会員、宇城管内、熊本市南区を中心に選定した。</p>	84.55
		11社		

質疑内容

<p>《抽出案件2 関連》</p> <p>①落札率の上昇について、受注意欲の低下が原因か。</p>	<p>①この工事は、上部土工を拡幅する工事となり、比較的容易な工事となる。工期は、平成30年9月5日から11月13日までと約2か月間である。</p> <p>金額の低い工事ほど、原材料費が高くなってしまいうこと、また、施工場所等の条件が重なり受注意欲が低下したものだとも考える。受注者側も配置技術者の確保が難しいこともある。</p> <p>近隣で複数の工事が発注可能であれば、合冊入札での発注も可能であったが、当該案件は、合冊することができなかったため、単独での発注となった。</p>
<p>②予定価格と最低制限価格の公表はどのようにしているのか。</p>	<p>②予定価格は事前公表とし、最低制限価格は事後公表としている。</p>
<p>《抽出案件3 関連》</p> <p>③過去の落札率からみても塗装・防水の落札率が低い傾向があるとのことだが、予定価格が高いということはないのか。</p>	<p>③防水・塗装工事については、熊本県の積算基準に基づいて、単価等積算している。落札率の低下については、県全体における発注件数（供給）と業者の需要のバランスが原因だといえる。</p>

(閉会)